

鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿児島県水産技術開発センター（以下「水技センター」という。）の水産加工利用棟（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる機器類）

第2条 施設に設置する機器類のうち使用できる機器類の範囲は、水技センター所長（以下「所長」という。）が別に定める。

（施設使用者の範囲）

第3条 施設を使用できる者は、次に掲げるものとする。

- （1）鹿児島県内の水産加工業者及び漁業者並びに水産関係団体職員。
- （2）大学及び試験研究機関の職員。
- （3）その他所長が適当と認めたもの。

（休業日）

第4条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで

（使用時間）

第5条 施設の使用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

（使用の申込）

第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ担当職員と日程を調整したうえで使用申込書（別記様式）を提出し、所長の許可を受けなければならない。

- （1）使用申し込みに当たって、自署の場合は押印を省略できるものとする。

（使用の承認）

第7条 所長は、前条の規定により使用申込があった場合は、その内容を審査し、使用させることが適当と認められるときは、使用を許可するものとする。

（使用許可の取消等）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。

- （1）使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- （2）使用者がこの使用規程の規定に違反したとき。
- （3）使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- （4）公益上特に必要があると認めるとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 施設の使用料は徴収しない。ただし、施設使用に伴い必要となる原材料、試薬等については、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は施設使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示があった場合は、指示に従うこと。
- (2) 使用する機器類は施設内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
- (3) 使用にあたっては、安全確認を十分行い、作業終了後は機器類の洗浄、施設の清掃等を行い、職員の確認を受けること。
- (4) 施設又は機器類を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに職員に報告し、所長の指示に従って原状に復すること。

2 休業日及び時間外に使用する者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用について、事前に職員の指示を受けること。
- (2) 使用する際は、必ず複数の者で使用するものとし、機器類の操作については習熟した者が行うこと。
- (3) 故障その他異常を発見したときは、速やかに担当職員又は施設の管理業務員に連絡し、指示を受けること。
- (4) 使用を終了又は中止するときは、その旨を担当職員又は施設の管理業務員に連絡して退出すること。

(事故責任等)

第11条 使用者が施設使用中の事故により人的又は物的損害を受けても、水技センターは一切の責任を負わないものとする。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、使用者以外の者が被った人的又は物的損害については、使用者が賠償の責を負うものとする。

(成果の公表)

第12条 使用者と水技センターの共同で実施して得られた成果を学会、論文等で公表する場合には、事前に協議し、使用者・水技センター両者が了解したうえで行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月8日から施行する。

この規程は、平成22年7月2日から施行する。